



か。この表現はマルクスたちがフリーエなどの言い方を借りたものではないのだろうか。ともかく「アソシエーション」論は一種の抽象概念にとどまっているということに、我ながら不満があった。私自身は『経哲草稿』や『ヘーゲル法哲学批判』、『グルトトリッセ』とか、平田清明さんの本や話などに頼りながら、将来の社会像というものを描こうとしていたのである。

こうした自分の「アソシエーション」論の転機になったのは、八〇年代になってからのヨーロッパの労働者協同組合運動との出会いであった。労働者が主人公になる企業形態が組織構造的にきちんと定義できる、ということがわかった。そうした勉強をしていくと、日本では、民主的企業とか民主的経営とかと言われるものがあるにしても、ほとんど、組織論がないと思えた。これは、現在もあまり変化はない。協同組合などにおいても労働に関わる組織論が不十分なことにおいても大同小異であろう。

日本とヨーロッパでは労働者協同組合運動の歴史が断然違う。ヨーロッパでは一八五〇年代を前後して登場したが、日本では一九八〇年代によく登場したのだから約一〇〇年の開きがある。日本では戦後すぐに「労働者協同組合運動」が一過性のものとして発生したが、これは表面的には立派な原則を外国のものから写して掲げていたものの、労働者のエ

ートスというものは主体的になかったので、食糧難や失業問題が緩和されるとたちまちに消滅してしまった。土台、軍国主義化の国民が、戦後にたちまち、労働者の主体性といったものを体現することなどは不可能だったのであろう。そんなにも備わっていないのである。日本ではもともと一九〇〇年頃にドイツの産業組合モデルを日本は取り入れたが、生産協同組合モデルは導入されなかった。労働運動や社会主義運動、左翼思想の移入の仕方の違いも原因の一つかもしれない。また現在においても労働者の主体性確立のために労働者協同組合運動などにも左翼政党は関心が薄いのと階級闘争論の重視とはちぐはぐなものになっていることに、意識が向かないのも、やはり日本的なアソシエーション理解のせいであろう。

ところでアソシエーションは今いろいろに訳される。結社、協会、連合、非営利組織などなど。結局、カタカナ表記になってしまふ。なぜカタカナかというと、概念定義上、日本語として一つの単語に収斂させることはできないからである。カタカナは日本の概念の堅持の防壁にもなるが、日本の概念と外国における概念の真剣なすりあわせあるいは普遍化という努力をしなくなるという点ではいわゆる日本独自性のメンタリティを温存する道具にもなってしまふ。カタカナで

は中々、日本的意味の中に統合化しないからである。

しかし、考えてみると、じつのところ日本におけるアソシエーションの歴史も最近のものでしかない。社団、財団はアソシエーションと定義されているのだろうか。日本においては一九九八年のいわゆるNPO法が強い言えば初めてのアソシエーション法ともいえる。ヨーロッパではフランス革命のときに、個人原理に基づいてアソシエーション的なものは禁止された。それが法律として復活したのは約一〇〇年後の一九〇二年の「アソシエーション法」である。個人というものは社会的な集団を形成し自分たちの共同の意志を実現する権利を持つものとされた。社会とは福沢諭吉が *society* を最初「人間交際」と訳したように、人々との社会的関係である。福沢はやはり *individual* を当初は人間のことを指すとは思わなかったのである。また、明治維新まもない一八七一年から二年ほど、岩倉具視、伊藤博文、大久保利通やさらには中江兆民などを含めた視察団による久米邦武の「米欧回覧実記」では、次のように述べている。

「欧州の政治をすべて、これを論じるに、全く東洋の政治とは別種なり。欧州人の性稟には、ことごとく「会社団結の気風」を具有す。これ全く東洋人種になき所たり」

ここで言う会社とは社会のことであり団体のことであり、団結とは連合、共同の意味である。しかし、「社会」という

ものが日本人には結局よくわかっていないというのは阿部蓮也さんの「世間論」の考えにも通底するものではないか。ドイツ史家の阿部さんは、日本人の意識は「世間」という概念でくくれるので、ヨーロッパ的な「社会」意識はないと言っているが、一九六〇年代後半に私は「世間論」という題名でものを書きたいと夢想していたので、大いに阿部さんに共感するものがあつた。

福沢と久米の言葉をあわせると「人間交際の団結の気風」というものが、意識化されないことが日本の特徴の一つといえる。これが日本に「アソシエーション法」が存在しない理由の一つであろう。

考えてみると、日本で制度化された自主団体とは協同組合しかないのである。労働組合や政治団体をどう位置づけるかは議論があるかもしれないが、ともかく法律があるものは協同組合しかない。共済組合は公務員のもので法律としてあるが、この点の議論分析は日本ではあまりなされていない。それは公務員が労働者の定義から外されていることにも起因するであろうし、極内輪の相互扶助組織として自覚していないせいでもある。それは社会的存在としては自覚されていないのである。日本では一般的に、共済組織は協同組合の事業形態のひとつとして法的には定義されているのである。

現在私は仲間と一緒にいわゆるヨーロッパにならって社会

的経済セクター（別称、非営利・協同セクター）を大いに唱道し、その構成要素は協同組合、共済組合、アソシエーションだとする定義をなぞっているわけだけれども、残念ながら日本にはこれまで、協同組合しか存在しなかつたのである。共済組織は協同組合の傘下にある事業形態として把握されていた。また労働者協同組合はなく、現在、制定要求運動が進んでいるが、その実現は不確かである。私見によれば、協同労働という概念を日本の官僚も政治家も理解する素養がもともとなからである。

一九九八年制定のNPO法もアメリカ的な定義であり、ヨーロッパのアソシエーション概念とは大いにズレがある。また日本には独立した共済組合法も存在しない。われわれは協同組合法だけを頼りにしなければならぬが、昨年あたりの農協法や生協法の改正を見ると、夫子みずからが協同組合原理を捨て去りたい、「普通の」会社になりたいような気配である。

また最近の保険業法の改変や新会社法や公益法人法の改変の動きを見ると、自主的な共済組織は市場から退場しなさいと命令し、自主事業組織は国の厳しい監督下に置くという方向である。いまや国民の基本的権利とされる「結社の自由」は廃棄されようとしている。国民がそうした自らの市民的権利の剥奪化に対して大いに「鈍感力」を発揮している昨今の

風潮は、主人と奴隸という新たな階級社会の到来を予想させるものである。昨今の社会的鈍感さの現れとしては、いわゆる「第三者機関」尊重論は自主性を損なう危険が大いにあるし、一方、裁判に市民参加したり「被害者」参加したりすることは、逆に「第三者」機関である裁判官の役割を軽視するものであるというように、ちぐはぐな考えにも見ることができよう。それは一種、ファシズム的発想とポピュリズム的発想が野合したものである。

とはいえこうしたことには誰が責任あるのか。もちろん、悪巧みをする支配層が一番悪いのは当然であるが、反対勢力がそれに対して重要課題がなにかをつかみ有効な戦いを挑む能力がないのも悪い。いわゆる左翼理論家は現状分析し批判することは上手であるが、どうしたらよいかという對抗策のプランは下手でなにか変えるのは相手頼みの点が強いことである。さらにそうした態度なのに、実現不可能な美しい「あるべき論」を示すだけでは、それは「画餅」にすぎない。それは無責任であり、そうした主張はユートピアにすぎず、いつまでたっても主体的な変革の力にはなり得ない。社会には、敵勢力もいれば味方勢力もいる。善人もいれば悪人もいる。しかし、悪人を排除して善人だけで社会を構築すべきだろるか、またできるだろるか。牢屋にぶち込むのか、社会的に隔離するのか。それはファシズムであるし、その発想

